

あま市  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

【第3版】

令和5年8月



あま市



## 目 次

第1	はじめに	
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	市行動計画の作成	2
第2	新型インフルエンザ等対策の基本方針	
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
5	対策推進のための役割分担	8
6	市行動計画の主要6項目	10
	(1) 実施体制	10
	(2) 情報提供・共有	13
	(3) まん延防止	14
	(4) 予防接種	15
	(5) 医療	19
	(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	19
7	発生段階	19
第3	各発生段階における対策	
1	未発生期	22
	(1) 実施体制	22
	(2) 情報提供・共有	23
	(3) まん延防止	24
	(4) 予防接種	24
	(5) 医療	27
	(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	27
2	海外発生期	29
	(1) 実施体制	29
	(2) 情報提供・共有	30
	(3) まん延防止	31

(4) 予防接種 .....	31
(5) 医療 .....	32
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	32
3   県内未発生期（国内発生早期以降） .....	33
(1) 実施体制 .....	33
(2) 情報提供・共有 .....	34
(3) まん延防止 .....	35
(4) 予防接種 .....	35
(5) 医療 .....	36
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	36
4   県内発生早期 .....	37
(1) 実施体制 .....	38
(2) 情報提供・共有 .....	38
(3) まん延防止 .....	39
(4) 予防接種 .....	39
(5) 医療 .....	41
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	41
5   県内感染期 .....	43
(1) 実施体制 .....	44
(2) 情報提供・共有 .....	44
(3) まん延防止 .....	45
(4) 予防接種 .....	45
(5) 医療 .....	46
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	47
6   小康期 .....	50
(1) 実施体制 .....	50
(2) 情報提供・共有 .....	51
(3) まん延防止 .....	51
(4) 予防接種 .....	51
(5) 医療 .....	52
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 .....	52

## 第1 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、県、市、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、新型インフルエンザ等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、

この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

その後、特措法第 6 条の規定に基づき、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定された。

愛知県（以下「県」という。）においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年 12 月に「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、これまでの国の行動計画を踏まえ、平成 24 年 2 月に改定を行った。そして、特措法第 7 条の規定により、政府行動計画に基づき、平成 25 年 11 月に「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。

本市においても、この特措法に基づき、平成 27 年 3 月に「あま市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、より高い実行性を確保するため、令和元年 8 月に改定を行った。また、令和 5 年 4 月には、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、見直しを行った。

### 3 市行動計画の作成

市行動計画は、特措法第 8 条に基づき、また県行動計画と整合を図り、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画の改定等を踏まえ、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本、県及び本市への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがかり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、本市においては、市民の健康・生活を守るため、新型インフルエンザ等対策を市政における重要課題のひとつに位置づけ、以下の2点を主たる目的として全庁的に対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

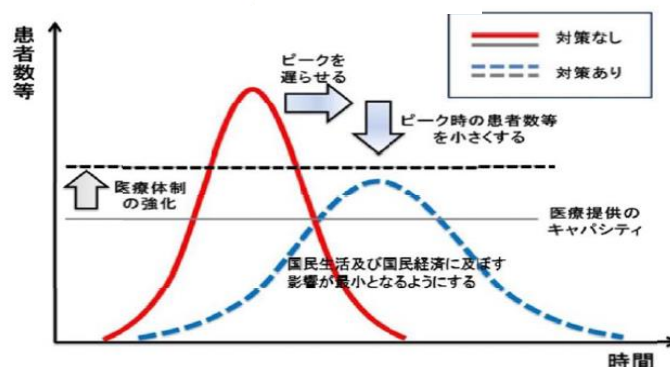
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県は、国際空港、新幹線、各種高速道路など交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が県から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で県内、本市に侵入することが十分に予想される。

このため、発生・流行時に想定される状況を常に念頭に置き、市行動計画をあらかじめ策定しておかなければならない。

また、関係機関等と事前に調整を行うとともに、関係者に市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。

ア 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、速やかに、対策実施のための体制に切り替える。

イ 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

ウ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

エ 県との十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応等が円滑に行えるよう準備しておく必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。このため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

オ 医療機関、事業者等においても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画やマニュアル等を定めるなどして、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが必要である。



市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業所等が冷静に対応することが重要であることから、市民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していく。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）、市長を本部長とするあま市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### (1) 患者等の発生想定

本市における新型インフルエンザによる入院患者数、死亡者数等の推計にあたっては、国及び県が行った推計の人口比から試算して、本市の人口（平成 31 年 4 月末現在の本市の人口 88,783 人）に当てはめることで、一つの例として次のように本市の被害を想定した。

項目		国	愛知県	あま市
人口		約 1 億 2,806 万人	約 741 万人	約 8 万 8,800 人
罹患率		25%		
致命率		中等度 0.53% 重度 2.0%		
医療機関を受診する患者数		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約 75 万人～ 約 145 万人	約 8,900 人～ 約 17,300 人
病原性 中等度	入院患者数	約 53 万人	約 3 万 1 千人	約 370 人
	死亡者数	約 17 万人	約 1 万人	約 120 人
病原性 重度	入院患者数	約 200 万人	約 11 万 6 千人	約 1,380 人
	死亡者数	約 64 万人	約 3 万 7 千人	約 440 人

※ これらの推計の基となる国の想定は、医療機関を受診する患者数については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の致命率を 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の致命率を 2.0%として推計している。

また、この想定では新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

## （２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 市民の 25%が、流行期間（約8週間）にり患する。り患した従業員の大部分は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

イ 平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

ア 医薬品の調査・研究の推進

イ 諸外国との国際的な連携の確保

### (2) 県・市

新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し対応する。

#### 【市】

市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（※）への支援に關し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

<b>(4) 指定（地方）公共機関</b>
指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
<b>(5) 登録事業者</b>
<p>特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p>
<b>(6) 一般の事業者</b>
<p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。</p>
<b>(7) 個人</b>
<p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

※新型インフルエンザ等の発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者が対象範囲となる。ただし、同居者がいたり、家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる方は対象外となる。

## 6 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

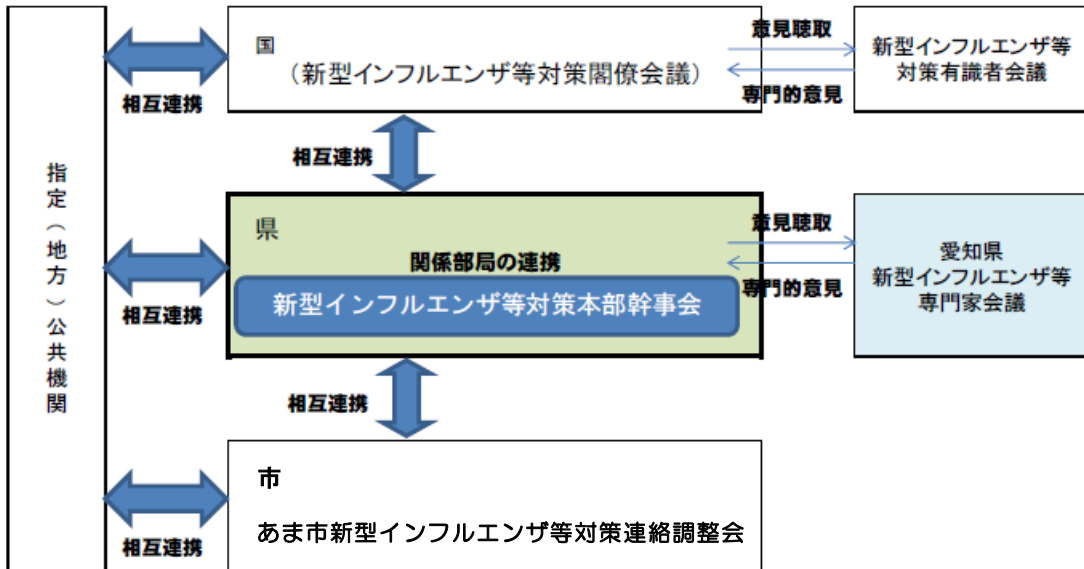
新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、あま市新型インフルエンザ等対策連絡調整会（以下「市対策連絡調整会」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。さらに、関係部局においては、県、近隣市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

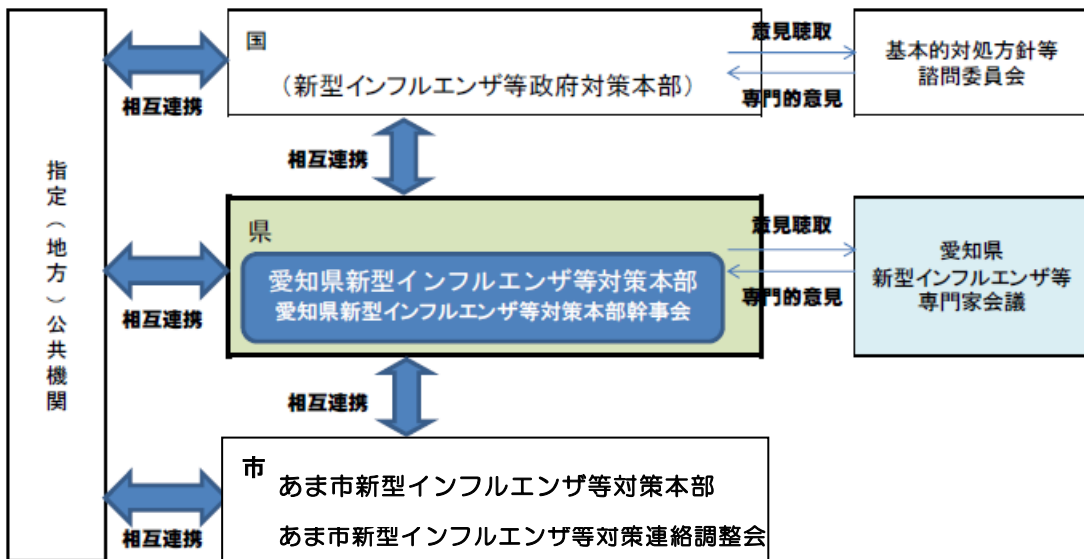
新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき政府対策本部及び県対策本部が設置された場合には、直ちに市対策本部を設置し、国が示す基本的対処方針により、必要な措置を講ずる。

また、市行動計画の作成や発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

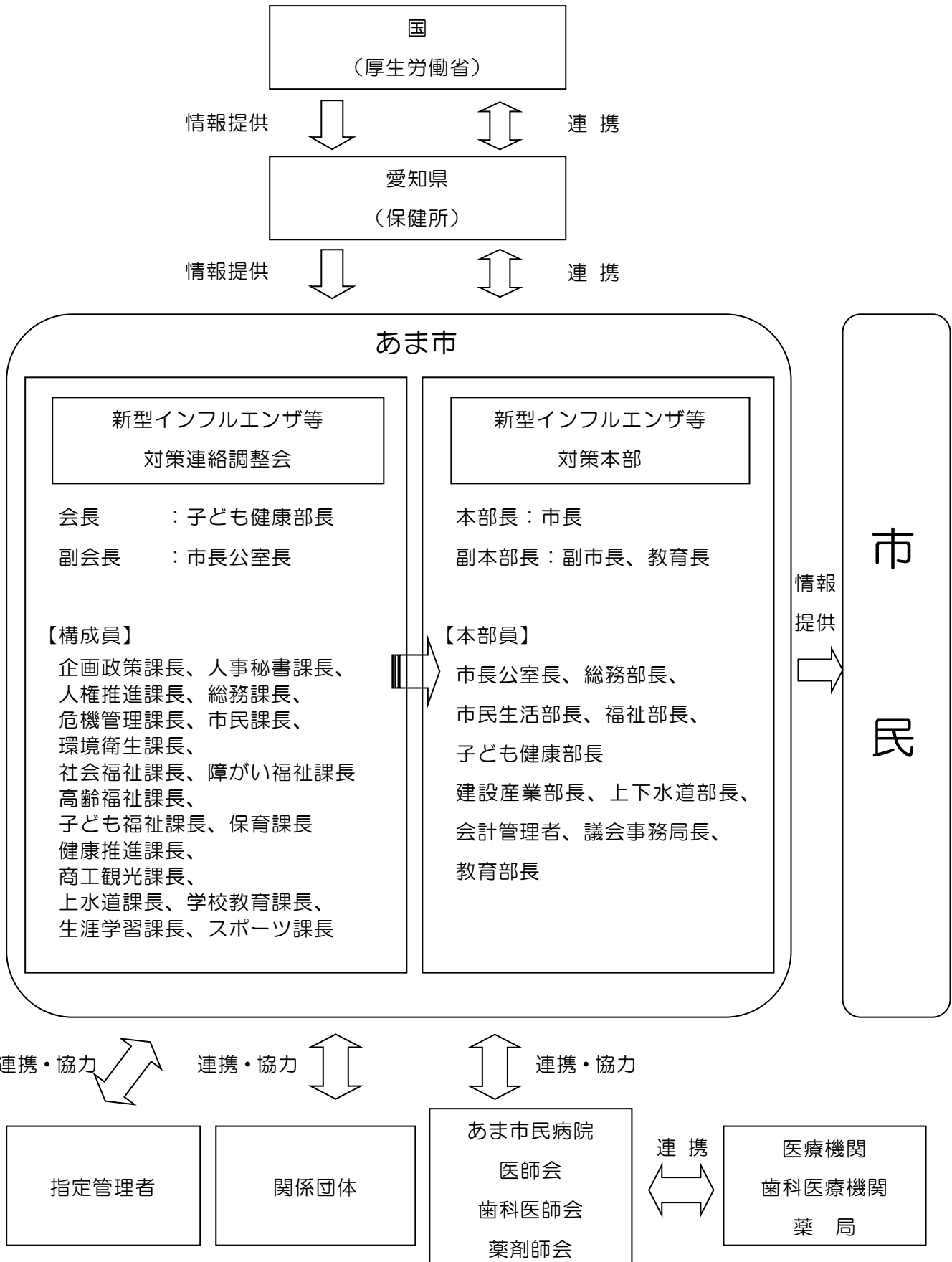
県の実施体制（発生前）



県の実施体制（発生後）



あま市の実施体制





## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市公式ウェブサイト、市公式ライン等の SNS（以下「市公式ウェブサイト等」という。）の活用やマスメディアの協力を得るなど多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、子ども健康部と教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

## エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供に当たっては、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

特に、医療関係団体その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努

め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、県との共有に最大限の注意を払う必要がある。

#### (1) 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、国や県の情報、市の情報、指定（地方）公共機関の情報等を、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部局間で調整し、統一を図ることに注意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

### (3) まん延防止

#### ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市は、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定若しくは実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主なまん延防止対策について

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県において不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等が行われることから、市においては、県の要請に基づき必要な協力を行う。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

#### (4) 予防接種

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

市は、県の要請又は指示等によって予防接種を実施する。

##### ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

##### イ 特定接種

###### (ア) 特定接種の対象者の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、下記のとおりである。

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種を実施するに当たっては、社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、国が示す基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

#### (イ) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等については、本市を実施主体として、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

### ウ 住民接種

#### (ア) 住民接種の接種順位の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言がされている場合については、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - (a) 基礎疾患を有する者
  - (b) 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我

が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定される。（P18 図参照）

**(イ) 住民接種の接種体制**

住民接種については、市を実施主体として、集団的及び個別的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

●重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2		成人・若年者	
3			小児
4			高齢者

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2		高齢者	
3			小児
4			成人・若年者

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2		小児	
3			高齢者
4			成人・若年者

●我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	小児		
2	医学的ハイリスク者		
3	成人・若年者		
4		高齢者	

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	小児		
2	医学的ハイリスク者		
3	高齢者		
4		成人・若年者	

●重症化、死亡を可能な限り抑えることにあわせて、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2	小児		
3	成人・若年者		
4		高齢者	

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2	小児		
3	高齢者		
4		成人・若年者	

## (5) 医療

### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

### イ 医療体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合、県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。市は、津島保健所、海部医師会等と連携を図りながら医療体制の整備に協力する。

県において「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」が設置された場合、市はその周知を図る等の協力を行う。

また、新型インフルエンザ等発生時には、患者数の増加が予想されるため、対象者の振り分けを行い、在宅療養を含めた医療体制の整備をしていくことも重要である。医療分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関との迅速な情報共有が必須であり、海部医師会等との連携を図ることも重要である。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、

事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）の情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断する。国、県、市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短くなる可能性があり、また、必ずしも、順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

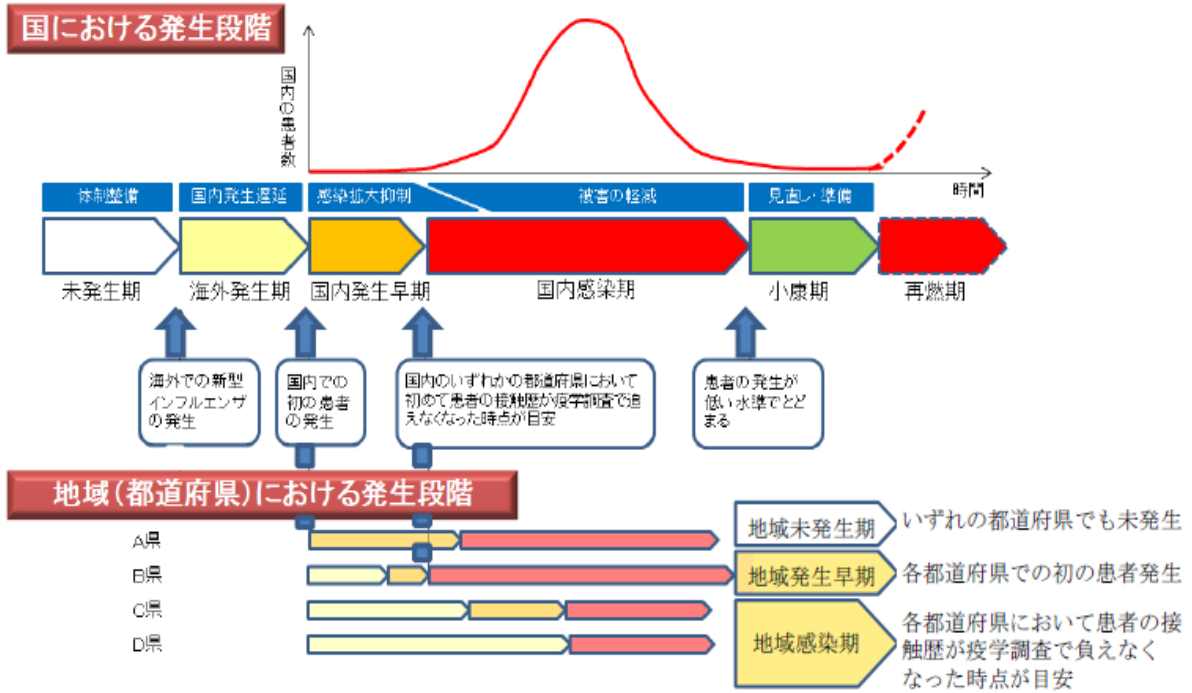
＜発生段階＞

国	愛知県
（未発生期） 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
（海外発生期） 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
（国内発生早期） 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	（県内未発生期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	（県内発生早期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態
（国内感染期） 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	（県内感染期） 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 <small>（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）</small>
	（小康期） 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



### <国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### 第3 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

#### 1 未発生期

<p><b>発生状況：</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</p> <p>2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</p>
<p><b>目的：</b></p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>2) 県等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等に関する早期の情報確認に努める。</p>
<p><b>対策の考え方：</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。</p>

#### (1) 実施体制

##### ア 市行動計画等の作成

内 容	担 当
<p>特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。また、業務継続計画やマニュアル等の作成を行う。</p>	<p>健康推進課</p>

## イ 国・県等との連携強化

内 容	担 当
国、県、他市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施する。	健康推進課

## (2) 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

内 容	担 当
(ア) 国・県等から新型インフルエンザに関する情報を収集する。	(ア) 健康推進課
(イ) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ウェブサイト等を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行う。	(イ) 健康推進課 人事秘書課
(ウ) マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。	(ウ) 健康推進課

### イ 体制整備等

内 容	担 当
(ア) 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。	健康推進課
(イ) 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は、国からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を進める。	
(ウ) 発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。	
(エ) 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。	

### (3) まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策

内 容	担 当
市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図る。	健康推進課

#### イ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

内 容	担 当
国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。	健康推進課

### (4) 予防接種

#### ア 事業者の登録

内 容	担 当
(ア) 登録事業者は、必要に応じ市を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。 (イ) 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。	健康推進課

#### イ 特定接種の準備

特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、当該市職員の所属する市が実施主体として接種を実施する。

内 容	担 当
(ア) 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。 (イ) 特措法第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。	健康推進課

<p>(ウ) 業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要な応じて協力する。</p> <p>(イ) 業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。</p> <p>(オ) 特定接種の対象となり得る市職員については、所属する市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。</p>	健康推進課
--	-------

## ウ 住民接種の準備

国の要請を受け、接種体制の準備を進める。住民接種は、全市民を対象とする（在留外国人を含む。）。

また、実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。

内 容	担 当
<p>(ア) 住民接種については、市を実施主体として、集団的及び個別的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。</p> <p>(イ) 住民接種については、県及び海部医師会の協力を得ながら、全市民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。</p> <p>(ウ) 国及び県の協力を得ながら、<u>予防接種法第6条第3項</u>に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。</p> <p>(イ) 市のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。</p> <p>(オ) 住民接種に関する実施要領を参考に市内の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。</p> <p>(カ) 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。</p>	健康推進課

<p>(キ) 速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。</p> <p>(ク) 国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。</p> <p>(ケ) 実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、海部医師会等と連携の上、接種体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保</li> <li>b 接種場所の確保（医療機関、保健センター等）</li> <li>c 接種に要する器具等の確保</li> <li>d 接種に関する市民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）</li> </ul> <p>(コ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、海部医師会等の協力を得て、その確保を図る。</p> <p>(カ) 接種のための会場については、保健センターを活用しつつ、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。</p> <p>(キ) 各接種会場において接種を円滑に実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。</p>	<p>健康推進課</p>
---	--------------

## (5) 医療

### ア 医療体制の整備

内 容	担 当
津島保健所を中心として、原則二次医療圏等の圏域を単位とする対策会議に出席する等、地域の関係者と連携を図りながら地域の実状の応じた医療体制の整備を推進する。	健康推進課

### イ 周知の準備

内 容	担 当
市民が新型インフルエンザ等に感染した場合の医療機関への受診方法についての周知の準備を行う。	健康推進課

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 要援護者への生活支援

内 容	担 当
(ア) 県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
(イ) 市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。	
(ウ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。	
(エ) 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。	

## イ 火葬能力等の把握

内 容	担 当
<p>(ア) 県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。</p> <p>(イ) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから地域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う</p> <p>(ウ) 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。</p> <p>(イ) 県の火葬体制を踏まえ、地域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。</p>	<p>環境衛生課 市民課</p>

## ウ 物資及び資材の備蓄等

内 容	担 当
<p>新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p>	<p>健康推進課 危機管理課</p>



## 2 海外発生期

<b>発生状況：</b> 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<b>目的：</b> 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方：</b> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 国、県等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。

### (1) 実施体制

#### ア 体制の強化

内 容	担 当
厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、政府対策本部を設置した場合には、必要に応じて市対策連絡調整会を設置し、情報の集約、共有、分析を行う。	健康推進課 危機管理課

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

内 容	担 当
(ア) 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報入手し、市公式ウェブサイト等を活用のうえ、市民への情報提供に努める。	(ア) 健康推進課 人事秘書課
(イ) 情報入手が困難なことが予想される外国人、視聴覚障がい者、ひとり暮らし高齢者等の情報弱者に対しても、受け手に応じた情報提供手段を講じる。	(イ) 企画政策課 社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
(ウ) 相談窓口及び市公式ウェブサイト等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報提供を行う。	(ウ) 健康推進課 人事秘書課

### イ 情報共有

内 容	担 当
国、県、関係機関との情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。	健康推進課 人事秘書課

### ウ 相談窓口の設置

内 容	担 当
国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。また、国から発出されるQ&A等により適切な情報提供を行う。	健康推進課 人事秘書課

### (3) まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策

内 容	担 当
(ア) 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨する。	(ア) 健康推進課
(イ) 市民・事業者等に対し、必要に応じ、県内発生早期に県からの要請により外出自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進める。	(イ) 健康推進課 総務課 及び関係各課

### (4) 予防接種

#### ア 特定接種の実施

内 容	担 当
(ア) 国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対して、あま市民病院において集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。	(ア) 健康推進課 人事秘書課 市民病院
(イ) 登録事業者等に対して具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。	(イ) 健康推進課

#### イ 住民接種の準備

国及び県が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種法第6条第3項に基づく臨時に行う予防接種の準備を開始したときには、県及び海部医師会と連携して、接種体制の準備を進める。

内 容	担 当
P25～P26 住民接種の準備 (ア)～(イ)	健康推進課

## (5) 医療

### ア 医療機関等への情報提供

内 容	担 当
新型インフルエンザ等患者の発生に備え、津島保健所と海部医師会と発生段階に応じた医療機関の役割を確認する。また、必要時には医療機関等へ情報提供を行う。	健康推進課

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 食料品、生活必需品の備蓄

内 容	担 当
市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時期に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を広報及び市公式ウェブサイト等で周知する。また、事業者に対しては、価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように啓発する。	健康推進課 人事秘書課 商工観光課

### イ 要援護者対策

内 容	担 当
新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課

### ウ 遺体の火葬・安置

内 容	担 当
(ア) 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。」旨の要請を受け対応する。 (イ) 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。	環境衛生課 市民課

### 3 県内未発生期（国内発生早期以降）

<p><b>発生状況：</b></p> <p>1) 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>（国内発生早期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。</li> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>（国内感染期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<p><b>目的：</b></p> <p>1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p><b>対策の考え方：</b></p> <p>1) 県内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。</p>

#### （1）実施体制

##### ア 体制の強化

内 容	担 当
<p>引き続き、市対策本部または市対策連絡調整会において、県内発生早期の対策を確認するほか、情報の集約、共有、分析を行う。</p> <p>特措法に基づき、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、速やかに市対策本部を設置する。また、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合においても、速やかに市対策本部を設置する。</p>	<p>健康推進課 危機管理課</p>

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

内 容	担 当
(ア) 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する情報を入手し、市公式ウェブサイト等を活用のうえ、市民への情報提供に努める。	(ア) 健康推進課 人事秘書課 (イ)
(イ) 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。	健康推進課 人事秘書課 保 育 課 学校教育課 及び関係各課

### イ 情報共有

内 容	担 当
国、県、関係機関との情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。	健康推進課 人事秘書課

### ウ 相談窓口の体制充実・強化

内 容	担 当
市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化する。また、国が作成するQ&Aの改訂版等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。	健康推進課

### (3) まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策

内 容	担 当
(ア) 引き続き、市民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨する。	(ア) 健康推進課
(イ) 公共施設利用者及び市職員に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を勧奨する。	(イ) 健康推進課 人事秘書課 総務課 及び関係各課

### (4) 予防接種

#### ア 特定接種の実施

内 容	担 当
(ア) 国・県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対して、あま市民病院において集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。	(ア) 健康推進課 人事秘書課 市民病院
(イ) 登録事業者等に対して具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。	(イ) 健康推進課

#### イ 住民接種の準備

内 容	担 当
国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種法第6条第3項に基づく臨時に行う予防接種の準備を開始する。また、市は、県及び海部医師会と連携し、接種体制の準備を行う。	健康推進課

## (5) 医療

### ア 医療機関等への情報提供

内 容	担 当
(ア) 県と協力して引き続き帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法の情報を広報及び市公式ウェブサイト等で周知する。	(ア) 健康推進課 人事秘書課
(イ) 引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の情報について迅速に医療機関に提供を行う。	(イ) 健康推進課

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 食料品、生活必需品の備蓄

内 容	担 当
市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時期に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を広報及び市公式ウェブサイト等で周知する。また、事業者に対しては、価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように啓発する。	健康推進課 人事秘書課 商工観光課

### イ 要援護者対策

内 容	担 当
要援護者への県内発生早期及び県内感染期における具体的な支援について、対応方法を確認する。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課

### ウ 遺体の火葬・安置

内 容	担 当
(ア) 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。」旨の要請を受け対応する。	環境衛生課 市民課
(イ) 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。	



## 4 県内発生早期

### 発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。  
(国内発生早期)
  - ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
  - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。  
(国内感染期)
  - ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
  - ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
  - ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

### 目的：

- 1) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言がされた場合、積極的な感染対策をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) パンデミックワクチン接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。

## (1) 実施体制

### ア 市対策本部の設置・開催

内 容	担 当
市は、緊急事態宣言がなされた場合又は県内で患者が確認された場合、市対策本部を設置・開催し、対策の方針及び必要な対策を講じる。	健康推進課 危機管理課

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

内 容	担 当
(ア) 国及び県が発信する情報を入手し、市公式ウェブサイト等を活用のうえ、市民への情報提供に努める。また、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等についても同様に情報提供を行う。	(ア) (イ) 健康推進課 人事秘書課
(イ) 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、国や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。	
(ウ) 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。	(ウ) 健康推進課 人事秘書課 保 育 課 学校教育課 及び関係各課

### イ 情報共有

内 容	担 当
国、県、関係機関との情報収集に努め、得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。	健康推進課 人事秘書課

## ウ 相談窓口の体制充実・強化

内 容	担 当
市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化する。また、国が作成する Q&A の改訂版等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。	健康推進課

## (3) まん延防止

### ア 市内でのまん延防止対策

内 容	担 当
(ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。	(ア) 健康推進課
(イ) 引き続き、公共施設利用者及び市職員に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を勧奨する。	(イ) 健康推進課 人事秘書課 総務課 及び関係各課
(ウ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を国の指示により適切に行う。	(ウ) 保 育 課 学校教育課
(I) 市対策本部は、状況に応じて公共施設の利用制限の検討をする。	(I) 健康推進課 危機管理課

## (4) 予防接種

### ア 特定接種の実施

内 容	担 当
引き続き、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対して、あま市民病院において集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。	健康推進課 人事秘書課 市民病院

## イ 住民接種の実施

内 容	担 当
<p>(ア) 緊急事態宣言がされている場合には、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> <p>(イ) 緊急事態宣言がされていない場合には、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する臨時の予防接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>(ウ) 接種の実施に当たり、県及び海部医師会と連携して、保健センターなど公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p>(イ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に行かないよう広報、市公式ウェブサイト等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を行う。</p>	<p>(ア)～(ウ) 健康推進課</p> <p>(イ) 健康推進課 人事秘書課</p>

## ウ 住民接種の広報・相談

内 容	担 当
<p>(ア) 市民からの基本的な相談に応じる。</p> <p>(イ) 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく臨時の予防接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。</p>	<p>(ア) 健康推進課</p> <p>(イ) 健康推進課 人事秘書課</p>

## エ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

内 容	担 当
予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。	健康推進課

## (5) 医療

### ア 医療体制の整備

内 容	担 当
地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、海部医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。	健康推進課 人事秘書課

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 生活必需品等の安定確保

内 容	担 当
市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を広報及び市公式ウェブサイト等で周知する。事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。	健康推進課 人事秘書課 商工観光課

### イ 要援護者対策

内 容	担 当
(ア) 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する要援護者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
(イ) 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行うことができるよう努める。	

## ウ 遺体の火葬・安置

内 容	担 当
(ア) 手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。	(ア) 健康推進課 環境衛生課 市民課
(イ) 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力にに応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。	(イ) 環境衛生課 市民課

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

#### ア 水の安定供給

内 容	担 当
市は、消毒その他衛生上の措置等で、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上水道課

#### イ 生活関連物資等の価格の安定等

内 容	担 当
市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	商工観光課

## 5 県内感染期

### 発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
- 2) 国内では、国内感染期にある。

### （国内感染期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

### 目的：

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内の発生状況等から、市の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 5) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 6) 状況の進展に応じて、国、県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### ア 市対策本部の開催

内 容	担 当
県内感染期に入ったことを宣言するとともに、市対策本部において、国の基本的対処方針を確認し、必要な対策を行う。	健康推進課 危機管理課

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされ、本市において新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

内 容	担 当
引き続き、県等の関係機関を通じて、県内外及び市内の発生・対応状況等について情報収集し、市民へ情報提供する。情報提供に当たっては、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。	健康推進課 人事秘書課 保 育 課 学校教育課 及び関係各課

### イ 情報共有

内 容	担 当
関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を引き続き継続し、対策の方針等を伝達するとともに、流行状況等を的確に把握する。	健康推進課 人事秘書課

### ウ 相談窓口の継続

内 容	担 当
国が作成するQ&Aの改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、相談窓口を継続する。	健康推進課



### (3) まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策

内 容	担 当
(ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。	(ア) 健康推進課
(イ) 引き続き、公共施設利用者及び市職員に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を勧奨する。	(イ) 健康推進課 人事秘書課 総務課 及び関係各課
(ウ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を確認するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。	(ウ) 保 育 課 学校教育課
(イ) 市対策本部は、状況に応じて公共施設の利用制限の検討をする。	(イ) 健康推進課 危機管理課

### (4) 予防接種

#### ア 住民接種の実施

内 容	担 当
緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時の予防接種を進める。	健康推進課

#### イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

内 容	担 当
予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。	健康推進課

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

ア 住民接種の実施

内 容	担 当
国が示す基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	健康推進課

(5) 医療

ア 医療機関等への情報提供

内 容	担 当
国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に提供する。	健康推進課

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国・県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり入院治療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 生活必需品等の安定確保

内 容	担 当
市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を広報及び市公式ウェブサイト等で周知する。事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	健康推進課 人事秘書課 商工観光課

### イ 要援護者対策

内 容	担 当
(ア) 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する要援護者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
(イ) 引き続き、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行うことができるよう努める。	

## ウ 遺体の火葬・安置

内 容	担 当
<p>(ア) 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に依りて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。</p> <p>(イ) 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。</p> <p>(ウ) 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。</p> <p>(エ) 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。</p> <p>(オ) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。</p>	<p>環境衛生課 市民課</p>

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

**ア 水の安定供給**

内 容	担 当
市は、消毒その他衛生上の措置等で、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上水道課

**イ 生活関連物資等の価格の安定等**

内 容	担 当
<p>(ア) 市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>(イ) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、市行動計画に定めるところにより、適切な措置を講ずる。</p>	商工観光課

**ウ 要援護者対策**

内 容	担 当
国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課

**エ 遺体の火葬・安置**

内 容	担 当
<p>(ア) 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。</p> <p>(イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け対応する。</p>	環境衛生課 市民課

## 6 小康期

<b>発生状況：</b> 1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。
<b>目的：</b> 1) 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方：</b> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

内 容	担 当
国が示す基本的対処方針を変更した場合には、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する。	健康推進課 危機管理課

#### イ 対策の見直し

内 容	担 当
各段階における対策に関する評価、市行動計画の見直しを行う。また、国の行うガイドライン等の見直しに合わせて、マニュアル等の必要な見直しを行う。	健康推進課

#### ウ 市対策本部の廃止

内 容	担 当
特措法第21条の規定に基づき、政府対策本部が廃止され、また、同法第25条の規定に基づき、県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。	健康推進課 危機管理課

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

内 容	担 当
流行の第二波に備えて、市民への必要な情報を提供する。	健康推進課 人事秘書課

### イ 情報共有

内 容	担 当
相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられて情報等についてとりまとめ、必要に応じて国、県に提供することで、情報の共有化を図る。	健康推進課

### ウ 相談窓口の体制の縮小

内 容	担 当
状況を見ながら国からの要請に基づいて、相談窓口等の体制を縮小する。	健康推進課

## (3) まん延防止

### ア 市内でのまん延防止対策

内 容	担 当
流行の再燃に備え、感染症予防備蓄用品(マスク、手袋、手指消毒液等)の備蓄の見直し、補充を行う。	健康推進課 危機管理課

## (4) 予防接種

### ア 住民接種の実施

内 容	担 当
流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時の予防接種を進める。	健康推進課

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

ア 住民接種の実施

流行の第二波に備え、国及び県と連携し、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制

内 容	担 当
県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。	健康推進課

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 生活必需品等の安定確保

内 容	担 当
市民に対し、食料・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。	商工観光課

イ 要援護者対策

内 容	担 当
新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する要援護者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

ア 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

内 容	担 当
国、県及び指定（地方）公共機関と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。	健康推進課 危機管理課



## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の

生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される）。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

**あま市新型インフルエンザ等対策行動計画【第3版】**

令和5年8月

発行 あま市 子ども健康部健康推進課

〒490-1104

愛知県あま市西今宿馬洗46番地

電話（052）443-0005